

使用に係る留意事項

- 使用後の利用日誌は必ず正確に記入してください。利用日誌を記載せずに、利用した場合は、無断使用となり、承認を即時取り消します。

管理指導員の皆様は、そのような使用者を見付けた場合は、文化スポーツ振興課までご一報ください。

使用したのに利用日誌を記入しないケースや夜間の使用であるにもかかわらず、照明利用時間を記入しないなど、無断使用が散見しています。日誌は正確に記入してください。

- 毎月、使用申込書を学校に提出してください。

使用申込書を提出せずに、利用した場合は、無断使用となり、承認を即時取り消します。

枠の確保とは別に、使用する前に必ず使用申込書を毎月学校に提出していただく必要があります。(様式は学校にあります)

使用申込書を提出せずに体育館を使用した場合は、無断使用となります。(提出は、毎月20～25日の間)

学校が体育館の利用状況を正確に把握するためにも、必要ですので、徹底してください。

- 使用枠の変更や増減は、必ず報告をしてください。

変更や増減する場合は、市に申請していただく必要があります。

市では、空いている枠で随時、新規の団体を募集しています。

「空いているから」「使っている団体と直接調整がついたから」「学校が良いと言ったから」などの理由で、確保している枠以外の場所や時間を使用しないでください。

- 半面利用で割振りとなっている場合は、半面利用を徹底してください。
実際の使用時に、トラブルとならないよう、半面利用を徹底してください。

半面で割振りしている場合、もう半面は他の使用者が利用する場合があるほか、常時利用者を募集している状態です。他の利用者に対し配慮のうえ、使用してください。

- 使用していない体育館のキーボックスの鍵をお持ちの場合は、返却をお願いします。